

# 八代市立日奈久小学校 「いじめ防止基本方針」

平成30年5月9日  
(令和3年11月改訂)

## 【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
  - (1) いじめのとらえ方
  - (2) いじめの未然防止について
  - (3) いじめの早期発見について
  - (4) いじめへの対処について
  - (5) 家庭や地域住民との連携について
  - (6) 関係機関との連携について
- 3 本校における「豊かな心の」育成について
  - (1) 学校評価より
- 4 本校におけるいじめの防止等のための取組
  - (1) いじめの防止等の対策のための組織
  - (2) いじめの未然防止のための取組
  - (3) いじめの早期発見のための取組
  - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
  - (5) 学校におけるいじめへの対処
  - (6) いじめへの対処の流れ
  - (7) いじめの解消
  - (8) いじめの防止等への取組の評価
- 5 重大事態への対処
  - (1) 重大事態の判断・報告
  - (2) 重大事態の調査の実施と説明

## 1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立日奈久小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

### 〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、**教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接し、児童との信頼関係を築くことから始まる。**そのうえで、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、**いじめを防止する**ことを旨とする。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施する。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめのとらえ方

(定義) 法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- ・いじめられた児童生徒の立場に立って**見極める**こと。
- ・本人がいじめられたことを否定する可能性があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・いじめの認知は、**特定の教員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行うこと。**
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ケンカやふざけ合いであっても、**見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目すること。**

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても適切に対応すること。
- ・好意から行ったことが、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応すること。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

## (2) いじめの未然防止について

嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、目につきにくく表面化しにくいのが、ほとんどすべての児童が加害者にも被害者にも、また、「観衆や傍観者、さらには「無関心な者」にさえなりうるものである。何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事態となることもある。

よって、いじめは、人権に関わる重大な問題であり、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめを許さないための未然防止の取組を学校、家庭、地域社会で行うことが大切である。

また、未然防止の基本として、児童のコミュニケーション能力を育み、規範意識を身につけ主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを心がける。特に、児童には様々な背景があることにも配慮したうえで、ストレスに適切に対処できる力を育み、児童の居場所づくり、絆づくりをキーワードとして授業づくり、学校づくりに努める。

加えて、根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実さ

せることで、一人一人の人権、互いの人格が尊重される心の通う人間関係・学校風土をつくり、児童の自己有用感を育む取組を進める。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### (3) いじめの早期発見について

いじめは、目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候でも早い段階から組織的に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず積極的に認知・対応する。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や信号を見逃さぬようアンテナを高く保ち、表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することがないようにする。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談場所の確保、相談箱の設置等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

### (4) いじめへの対処について

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、個々の事案に応じて保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。また、その在り方については「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考とする。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息することなく、関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことが求められているという認識に立つ。

### (5) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域住民との連携が必要である。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、「地域とともにある学校」の視点から、その結果を公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認するようにする。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

### (6) 関係機関との連携について

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関

の担当者との連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取らなければならない。

### 3 本校における「豊かな心の」育成について

#### (1) 学校評価より

「笑顔いっぱい」について

(令和3年度)

	1学期	2学期
① お互いの思いや考えの違いを理解した行動	2. 7	
② 気持ちのよい挨拶や受け答え	3. 0	
③ 議論する道徳	2. 4	
④ 関わりのある「命の日集会」等の実践	2. 7	
⑤ 五者連携によるいじめ・不登校の未然防止	2. 8	

職員の自己評価（4段階）は上のおりである。

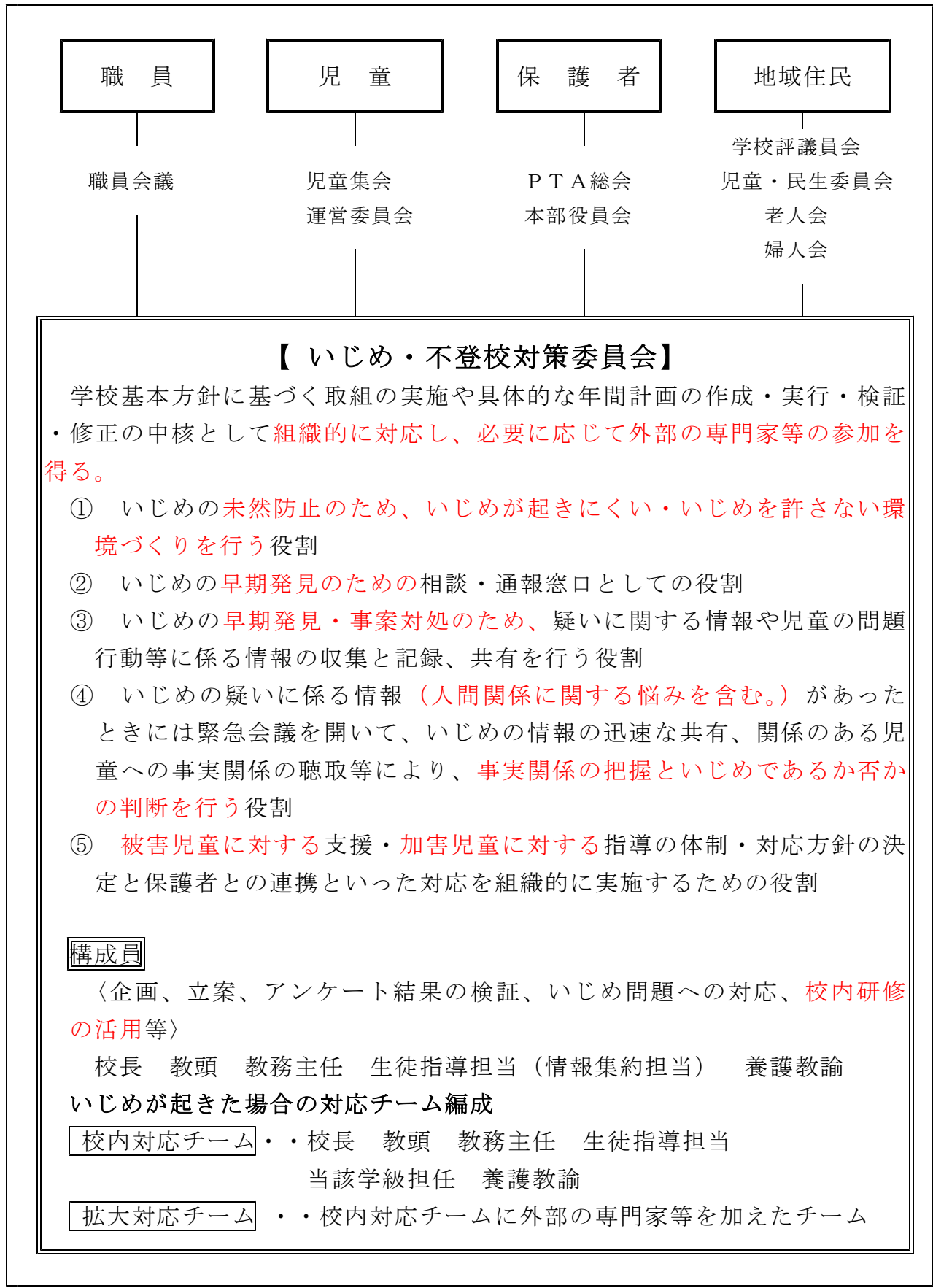
「命の日集会」は毎月1回（15日）工夫を凝らし、実施できた。熊本地震後は地震の恐ろしさや命を守る方法、**性教育においては**、母親のおなかの中で成長していく胎児の様子を知らせ、生命の神秘などにふれるなど様々な内容で命の大切さを知らせることができた。また、学級人権宣言も全体での発表の後、日々の振り返りの基とすることができた。**なお、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、新たに生じた感染に関する偏見や差別についても学習を進めている。**

道徳的実践力は、日常生活や特別活動などで思いやりのある言動等が見て取れる場面もある。また、毎朝、自主的に除草作業をする児童もおり実践力も高まりつつある。

生徒指導では、全職員による情報の共有化と積極的な生徒指導及び早めの対応ができています。**毎朝の登校班での関り**や縦割り班によるふれ合い活動では、上級生のリーダーシップが育ち、下級生においては、上級生を慕う気持ちが育っている。

#### 4 本校におけるいじめの防止等のための取組

##### (1) いじめの防止等の対策のための組織



## (2) いじめの未然防止のための取組

### 「日奈久小学校いじめ防止プログラム」

#### ア わかる授業づくり・・・すべての児童が参加・活躍できる授業

- ・授業の目標を明確にし、学習のめあてを提示する。
- ・児童の興味・関心を引きつけ、学習に熱中できる工夫を行う。
- ・児童の主体的な追究活動を促す工夫を行う。
- ・児童自身の力で問題解決にあたらせ、最初から正解のみを求めず、**疑問や誤答に学び授業を深める**、全員で「わかり合える」授業づくりを行う。
- ・児童一人一人に活躍の場面を用意し、成就感や充実感がもてる授業づくりを行う。
- ・教師自身が、このような「わかる授業づくり」の力を高めるために校内研修を深め、日々の授業改善に取り組む。

#### イ 人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、全校講話、人権学習等すべての教育活動とおして理解させる。
- ・児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・毎月15日を「命の日」と**設定するとともに、年間6回**「命の日集会」を実施し、「命の大切さ」について児童の心に訴える指導を行う。
- ・人権教育を進めるにあたっては、人権センターの人権ビデオ、法務局の人権講座等を積極的に活用する。

#### ウ 道徳の充実

- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神と思いやりの心を育てる。
- ・道徳の授業の充実により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを防止する。

#### エ 体験活動の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合い「生命に対する畏敬の念」「感動する心」「共に生きる心」に気づき、発見し、体得させるようにする。



- ・福祉体験、ボランティア体験、交流体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的・計画的に実施する。

#### オ 居場所づくり、絆づくりの実践

- ・全ての児童に居場所がある学級づくり・学校づくりを行う。
- ・児童自身の手で「学級や学校をよりよくしていこう」とする向上心を育むために、学級会や代表委員会の話し合い活動を大切にし、児童の自主的自発的实践を促すようにする。
- ・縦割り班活動を行い、協力したり協調したりすることを学習させ、人とよりよく関わる力を身につけさせる。
- ・委員会活動や縦割り班活動において、6年生がリーダーシップを発揮し、自己有用感を味わうことができるように支援する。
- ・様々な学校行事、児童会活動、学級活動等を「絆づくり」を目的とする集団活動として捉え直し実践していく。
- ・教師は、児童がお互いを認め、励ましていくような支持的風土づくりを積極的に行っていく。
- ・入学式や保護者会等の機会を利用し、児童のSNSの使用に関する課題について周知啓発を行うなど、平時の情報モラルに対する教育を充実させる。

#### カ 教職員の資質向上

- ・児童と信頼関係を築くことに努め、教師自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める。
- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。教師自身の言動が、児童を傷つけたり、人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、言語環境の整備に努め、児童自身に対しても言葉の大切さに気づけるようにする。
- ・携帯電話等情報通信機器の使用方法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育など、今日的な教育の充実を図る。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための効果的なプログラムを取り入れられるよう研修を深めていく。

### (3) いじめの早期発見のための取組

#### ア 日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・いじめに関わる要素を含んだ事例が起こった際に、どのような行為がいじめに繋がっているのかを主体的に考えられるように指導する。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「こ

どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

#### イ 観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、ていねいで継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

#### ウ 日記や連絡帳、学級通信の活用

- ・日記や連絡帳、学級通信の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

#### エ 教育相談の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。  
また、担任に話ができない場合のことを想定して、「SOSの出し方に関する教育」の充実も図る。

#### オ いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識したうえで、実態に応じて随時実施する。
- ・少なくとも学期に1回以上の実施が望ましい。
- ・記名、無記名、持ち帰り等、学校や児童の実情に応じて配慮する。

### (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

	月間・行事等	全校講話	学級・児童会活動	児童相談・研修
4月	児童生徒理解と生徒指導の充実月間「よりよいクラスを作ろう」 始業式・入学式 歓迎遠足・命の日	本校のめざす児童像について	年度初めの適応指導 学級開き（心のよりどころとなる学級づくり）	児童相談 情報交換会 語る会 家庭訪問 いじめ・不登校対策委員会
5月	授業参観・懇談会 命の日集会 小中合同運動会	いじめは絶対してはいけない、許してはならない行為である	学級の望ましい人間関係づくり 縦割り班活動開始	いじめ防止基本方針について 心のアンケート

			運動会のテーマ決め	児童相談 語る会
6月	心のきずなを深める月間「心のきずなを深めよう」 命の日集会 食育月間	「もっとやさしく」なるには、どうしたらよいか	「学級や全校の絆が深まる活動をしよう。」 学級会、代表委員会を開きみんなで取り組ませる	心のきずなを深める月間の取組について 心のアンケート 児童相談 いじめ・不登校対策委員会 語る会
7月	夏の人権月間「平和について考えよう」 平和集会 命の日集会 終業式	平和とは、命を大切にし、みんなが幸せに生きられるよう働きかけること	平和学習で学んだことを学校・学級生活に生かす 夏休みの生活について	夏の人権月間の取組について 児童相談 語る会
8月	命の日 命を守る月間～9月			命を守る月間の取組について 夏季休業期間中の研修の復講
9月	命を守る月間「自分や人の命を大切にしよう」 始業式 命の日	かけがえのない命について 自分や人の命を大切にすること	新学級の適応指導 2学期の学級目標、係活動、班活動 2学期の縦割り班遊びの計画	児童相談 心のアンケート いじめ・不登校対策委員会 語る会 全国学力・学習状況調査質問紙結果活用
10月	修学旅行 集団宿泊教室 社会科見学旅行 命の日集会	約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ	見学旅行や宿泊教室での係や班活動をとおしてよりよい学級づくりを行う。	児童相談 語る会
11月	命の日 授業参観 親子ふれあい活動	友達と互いに理解し信頼し助け合う	学習発表会を通して、一人一人の活躍場面と、居心地のよい学級づくりを行う	児童相談 語る会 人権月間の取組について
12月	人権月間「差別をなくそう」 命の日集会 人権子ども集会 あったかカレンダー 終業式	人権について 自分や人の命と人権を大切にする 高齢者の方に尊敬と感謝の気持ちをもって接する	学級の人権宣言 児童会の人権宣言 お楽しみ集会をしよう 冬休みの生活について	児童相談 心のアンケート いじめ・不登校対策委員会 語る会 人権月間の学級の取組状況報告
1月	始業式 命の日	生活を支えている人々に尊敬と感謝の気	新学級の適応指導 3学期の学級目標	児童相談 語る会

	給食週間	持ちをもつ	3学期の縦割り班遊びの計画	
2月	性教育月間「命の大切さを考えよう」 命の日集会	生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する	性教育 男女の役割 生命誕生のふしぎ	性教育の取組について 児童相談 語る会 県学力・学習状況調査質問紙結果活用
3月	命の日 お別れ遠足 卒業式 修了式	学校をリードしてくれた6年生に感謝の気持ちを表し、卒業を御祝いする。	1年間ありがとう 6年生を送る会の計画 準備 春休みの生活について	児童相談 語る会 いじめ・不登校対策委員会

(5) 学校におけるいじめへの対処～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

ア 正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。特に情報集約担当者（生徒指導担当）には、速やかに情報が提供されるようにする。

イ 指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

ウ 子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除くはたらきかけを行う。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をしっかりと持たせる。

エ 保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

オ 継続的な対応

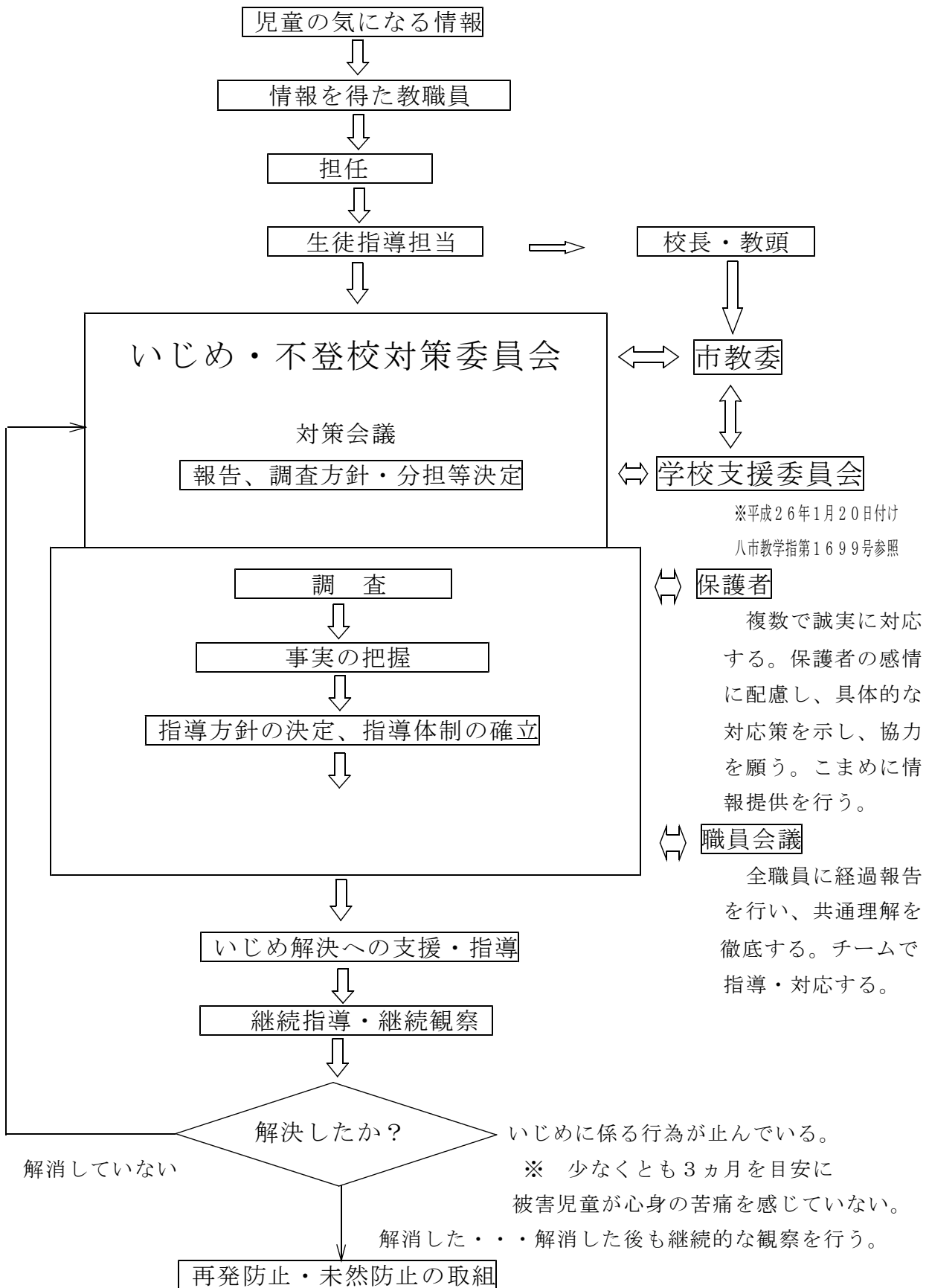
- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、全ての児童が大切にされる学級運営を行う。

カ 実践的な校内研修の企画

- ・児童理解に関する研修、心のケアや指導援助に関する研修を実施する。
- ・いじめ防止の日常的な取組を見直し、改善していく。

(6) いじめへの対処の流れ

**早期発見・事案対処マニュアル**



## (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいる。

行為が止んでいる期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とするが、形式的な対処とならないようにする。行為が止んでいない場合は、あらためて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (8) いじめの防止等への取組の評価

- ・いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の判断・報告

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとする。

ア 児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合等

イ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日以上の不登校状況が見られる場合
- ・一定期間連続した欠席の場合は、上記目安に関わらず状況により判断する。

### (2) 重大事態の調査の実施と説明

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、必要に応じて第三者である外部の専門家等を、調査のために組織に加える。調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

